

(1)基本方針1 「清水区民の行政サービスの拠点」としての機能

清水区民の行政サービスの拠点
経済性に優れ、誰もが劣れやすく使いやすい庁舎

【基本的な機能分類】

①ユニバーサルデザイン

【基本構想での目指すべき具体機能・方策イメージ】

- 階段やEVなど移動空間における配慮
 - ・移動のしやすさ、段差の解消、身障者対応EV設置など
 - ・誘導、案内サインの工夫、充実
- トイレなど行為空間における配慮
 - ・多目的トイレ、キッズコーナー、授乳室等乳幼児への対応
- 誰もが利用しやすい駐車場
 - ・車いす利用者、高齢者、妊婦などへの配慮

①ユニバーサルデザイン

【基本計画の整備方針(案)】
(必要な機能とあるべき姿)

- ユニバーサルデザインを導入します
 - ・バリアフリーを導入し、障がい者、高齢者、お子様連れの方など、誰もが移動しやすいゆとりある通路や配置にします。
 - ・「多言語表記」、「ピクトグラム」、「色での誘導」、「大きく見やすい看板」など、わかりやすいサイン計画を導入します。
- 快適な庁舎環境を確保します
 - ・窓口業務のあるフロアには原則として多目的トイレ、キッズコーナー、授乳室等を整備し、快適な庁舎環境を確保します。
 - ・ベビーカー利用者も不便なく利用できる諸室を整備します。
- 誰もが利用しやすい駐車場環境を整備します
 - ・駐車場計画等では、車いす利用者、高齢者、妊婦などの駐車場所をエントランスエレベーター入口に隣接させる他、一般駐車場と庁舎を空中動線で結ぶなど、誰もが利用しやすい環境を整備します。

【整備方針を設定するための根拠(意見・規則等)】
(必要とされる機能・性能の整理)

【清水区プロジェクトチームの意見】

- 移動空間における配慮
 - ・体の不自由な方や車いすの方が多く来課する職場は、入口やEV近くに配置する
 - ・車いすが安全に移動できる廊下スペースを確保する
 - ・段差のない床、バリアフリーのしつらえ
 - ・点字ブロックの設置、音声付きEVの設置
- 行為空間における配慮
 - ・トイレは子供が来課する職場の近くに配置
 - ・多目的トイレの増設・人感センサー照明の設置・女性相談室専用トイレの設置・子供用便器の設置・男性用トイレ内へのベビーカー設置
 - ・プライバシーが守られ、かつベビーカーが入れる授乳室、おむつ替えスペースの確保
- 駐車場における配慮
 - ・優先駐車スペースをEV近くに設置し、庁舎内への動線を最小限にする

【市民アンケート・パブリックコメントの意見】

- 移動空間における配慮
 - ・正面入口は階段ではなく、障がい者用スロープをメインとするデザイン
 - ・電動車いす利用者に配慮しスロープの幅を広く確保
- 駐車場における配慮
 - ・高齢者、身障者のため雨の日でも安全に乗り降りできるカーポートや屋根付き通路の設置
 - ・駐車場から歩かないよう先に入口で乗り降りできる車寄せの設置
 - ・駐車スペースが狭くベビーカーの出し入れや杖を突く老人の乗り降りが不便

【団体ヒアリングの意見】

- 移動空間における配慮
 - ・廊下やエレベーターを広くする
 - ・車いすが走行しやすい床の設え
- 行為空間における配慮
 - ・安心安全で、保護者から視界に入りやすいキッズスペース
 - ・車いす用トイレの設置または多目的トイレの複数設置
 - ・障害者と介助者が一緒に入れるトイレの設置
 - ・多目的トイレへの簡易ベッド、おむつ用ごみ箱の設置
- 駐車場における配慮
 - ・幅が広くドアが開けやすい駐車場
 - ・屋根付きの駐車場

【導入イメージ例】

大きく見やすい看板(葵区役所)



色での業務内容の分類



使いやすい授乳室・キッズスペースの設置



多目的トイレ



キッズ用トイレ



(1) 基本方針1 「清水区民の行政サービスの拠点」としての機能

清水区民の行政サービスの拠点
経済性に優れ、誰もが劣れやすく使いやすい庁舎

【基本的な機能分類】

② 分かりやすく
手続きしやすい
窓口機能

【基本構想での目指すべき具体機能・方策イメージ】

- 総合案内など分かりやすい窓口案内機能
 - ・分かりやすい窓口サイン
- 市民の手続き軽減への配慮
 - ・市民の利便性を重視した窓口・待合スペースの配置
- 安心して利用できる窓口環境
 - ・カウンターの工夫、個室相談室などプライバシーに配慮
 - ・快適な待合スペース、モニターによる情報提供など

② 分かりやすく手続きしやすい
窓口機能

【基本計画の整備方針(案)】
(必要な機能とあるべき姿)

- 負担軽減に配慮し、利用しやすい窓口とします
 - ・窓口部門を利便性の良い低層階に集約し、短い移動距離で済ませられるよう窓口環境を整備します。
- 快適で迷わない窓口案内を行います
 - ・「窓口支援システム」を導入し、迷わない窓口対応を行います。また、喫茶・売店の確保や待合スペースを充実させ、快適な待合環境を確保します。
- プライバシーの確保に配慮します
 - ・カウンターの工夫や個室相談室の設置など、プライバシーに配慮した窓口とします。

【整備方針を設定するための根拠(意見・規則等)】

(必要とされる機能・性能の整理)

【清水区プロジェクトチームの意見】

- 総合案内など分かりやすい窓口案内機能
 - ・目立つところへの総合案内の設置
 - ・業務内容を示した看板の設置
 - ・フロア全体の番号呼び出し
 - ・業務内容ごとにカラー分けをする
 - ・コンシェルジュの配置、AIスピーカーの設置
 - ・関連する課への動線を短くする
- 市民の手続き軽減への配慮
 - ・中央待合所の設置
 - ・キッズスペース、授乳室の設置
 - ・市民手続きの簡略化
- 安心して利用できる窓口環境
 - ・隣接する窓口へのプライバシー配慮
 - ・相談室の確保
 - ・執務環境のセキュリティー確保

【市民アンケート・パブリックコメントの意見】

- 総合案内など分かりやすい窓口案内機能
 - ・課の案内図がわかりにくい
 - ・案内板等の文字へのフリガナを振る
 - ・異なる色を使って区別する窓口
 - ・壁に貼ってある案内が大きさ、字体がバラバラで統一性がない
- 市民の手続き軽減への配慮
 - ・窓口の手続きがスムーズに進むような動線の確保
 - ・高齢者や子育て中の人が出向かなくても、地域にある生涯学習交流館からTV電話で相談できるシステムの導入
- 安心して利用できる窓口環境
 - ・受付の空間と職員が業務している空間の分離
 - ・ロビーや受付の照明が暗く庁舎全体のイメージに影響する

【団体ヒアリングの意見】

- 市民の手続き軽減への配慮
 - ・障がい者の受付等は階の移動が無いよう同一階に配置
- 安心して利用できる窓口環境
 - ・受付カウンターに、荷物置きや乳幼児用椅子を設置
 - ・カウンターで手続き中でも、視界に入るキッズスペースの配置
 - ・手続き中、プライバシーが守れるつい立てや相談室の設置
 - ・一時預かり機能の付与

【導入イメージ例】

大きく見やすい看板(葵区役所)



色での業務内容の分類



パネルで仕切られた窓口カウンター(甲府市庁舎)



(1) 基本方針1 「清水区民の行政サービスの拠点」としての機能

清水区民の行政サービスの拠点
経済性に優れ、誰もが劣れやすく使いやすい庁舎

【基本的な機能分類】

③機能的かつ効率的な庁舎機能

【基本構想での目指すべき具体機能・方策イメージ】

- 機能的な執務環境の構築
 - ・部門関係のしやすい機能的な執務室レイアウト
 - ・来庁者、職員専用エリアのセキュリティゾーニング
- 将来変化・経済性への配慮
 - ・コンパクトで機能の充実した庁舎、長寿命化などの工夫
 - ・組織変更等に対応しやすいオフィスレイアウト
 - ・メンテナンスや設備更新のしやすさ、維持管理費の軽減などのLCCに配慮した施設計画
- 循環型社会に対応した機能
 - ・自然採光・通風・次世代エネルギーなどの活用
 - ・高効率照明、空調等省エネ設備の積極導入

③機能的かつ効率的な庁舎機能

【基本計画の整備方針(案)】
(必要な機能とあるべき姿)

- 業務効率を高めるオフィス環境を確保します
 - ・関係する部署の適正配置を行い、業務効率が高まる配置計画とします。
 - ・会議室のほかに少人数で使用できる打合せスペースを各部署やフロアに応じて適正に配置します。
 - ・機密レベルに応じた空間区分、書類管理など、セキュリティ面にも配慮したオフィス環境を確保します。
- 長期間効率的に機能できる庁舎とします。
 - ・将来の人口減少、組織変更を見据え、各階のレイアウトを同一化するなどレイアウト変更がしやすいオフィス環境とします。
 - ・将来のICTの進展に対処するため、情報システムの適時更新に耐えられインテリジェントビルとします。
 - ・フリーアドレスやユニバーサルレイアウトなどの導入を検討し、スペースの有効利用を図ります。
 - ・将来にわたり維持管理が容易な建材や設備などを導入します。
- 環境に配慮したグリーン庁舎とします
 - ・環境配慮型官庁施設計画指針をふまえたグリーン庁舎とします。
 - ・高効率機器や次世代エネルギーの導入などCO2削減による地球にやさしい庁舎を目指します。

【整備方針を設定するための根拠(意見・規則等)】

(必要とされる機能・性能の整理)

【清水区プロジェクトチームの意見】

- 機能的な執務環境の構築
 - ・最新のオフィス環境の導入
 - ・余裕のある打ち合わせスペース、収納スペースの確保
 - ・関連部門を考慮したレイアウト
 - ・ICTを活用したセキュリティ対策
- 将来変化・経済性への配慮
 - ・組織変更柔軟に対応
 - ・フリーアドレスの導入
 - ・メンテナンスフリー設備の導入
- 循環型社会に対応した機能
 - ・排熱利用空調の導入
 - ・自然換気
 - ・太陽光パネルの設置
 - ・海風利用の風力発電
 - ・自然光の採光
 - ・AIによる自動管理

【市民アンケート・パブリックコメントの意見】

- 将来変化・経済性への配慮
 - ・人口減少を見込んだ設備計画
- 循環型社会に対応した機能
 - ・庁舎内が暗いため自然光を有効活用
 - ・草木を豊富に取り入れた遊歩道

【導入イメージ例】

オープンフロアの執務室イメージ
(宇部市計画)



グリーン庁舎



(1) 基本方針1 「清水区民の行政サービスの拠点」としての機能

清水区民の行政サービスの拠点
経済性に優れ、誰もが劣れやすく使いやすい庁舎

【基本的な機能分類】

④ 利便性の高い
交通アクセス
機能

【基本構想での目指すべき具体機能・方策イメージ】

- 公共交通の利便性向上
 - ・バスや鉄道による来庁に配慮した立地
- 駐車場・駐輪場の利便性向上
 - ・駐車場・駐輪場の台数確保、配置・動線の工夫
- 歩行者の安全に配慮したアプローチ空間
 - ・来庁者の動線に配慮した出入口設置

④ 利便性の高い
交通アクセス機能

【基本計画の整備方針(案)】
(必要な機能とあるべき姿)

- 利便性の高いアクセス環境を確保します
 - ・鉄道駅、バス停からペDESTリアンデッキを経由したアプローチを確保します。
 - ・必要な駐車場、駐輪場の台数を確保します。
 - ・車いす利用者、高齢者、妊婦などの駐車場所をエントランスエレベーター入口に隣接させる他、一般駐車場と庁舎を空中動線で結ぶなど、誰もが利用しやすい環境を整備します。
- 安全性を確保した敷地計画とします
 - ・駐車場の配置や車両間隔に配慮した計画とします。
 - ・自動車、自転車利用者、歩行者などの来訪者にとって、安全で利便性の高い、アクセス環境を確保します。

【整備方針を設定するための根拠(意見・規則等)】
(必要とされる機能・性能の整理)

【市民アンケート・パブリックコメントの意見】

- 公共交通の利便性向上
 - ・高齢者や障がい者はバスの乗り換えがない場所がよい
 - ・JRを利用者は便利になるが、静岡鉄道の利用者は不便になり、静鉄「新清水駅」からJR「清水駅」間の公共交通機関の充実が必要
 - ・公共交通機関の結節点であり、循環バスの運用などを図り、公共交通網の充実を進め、駐車場は必要最小限で良い
 - ・JRで分断され自家用車、自転車利用が不便な地域がある
- 駐車場・駐輪場の利便性向上
 - ・清水駅周辺(市営・民間駐車場)を含んだ駐車場・駐輪場の拡大
 - ・土・日・祝祭日・年末年始の庁舎駐車場を有料開放
 - ・大型観光バスの駐車スペースの確保
 - ・自動運転技術の実用化により、駐車場の必要性の向上
- 歩行者の安全に配慮したアプローチ空間
 - ・JR清水駅・バスターミナルから雨に濡れない施設
 - ・現在、道幅が狭いJR踏切があり、車の台数が増えると歩行通路や自転車通路が確保されておらず危険

【団体ヒアリングの意見】

- 公共交通の利便性向上
 - ・駅と直結して回廊でつなぐ
- 駐車場・駐輪場の利便性向上
 - ・幅が広くドアが開けやすい駐車場
 - ・屋根付きの駐車場
- 歩行者の安全に配慮したアプローチ空間
 - ・JR清水駅・バスターミナルから雨に濡れない施設

【導入イメージ例】

JR清水駅に直結したアクセス確保



(2)基本方針2 「清水区の防災拠点」としての機能

清水区の防災拠点

人やまちを守り、様々な災害に対応する庁舎

【基本的な機能分類】

①災害に強い建物構造

【基本構想での目指すべき具体機能・方策イメージ】

■耐震性能の確保

- ・防災拠点としての機能を発揮する耐震性能を確保
- ・非構造部材、設備の耐震性確保

■津波・浸水被害の抑制

- ・想定される最大規模の津波に耐える設計
- ・重要設備を上層階に設置
- ・地下フロアを設けない階層構成
- ・漂流物対策

①災害に強い建築構造

【基本計画の整備方針(案)】

(必要な機能とあるべき姿)

■耐震性能を有した庁舎とします

- ・最適な工法を選択し、官庁施設の耐震計画基準を満たした、地震に耐えうる庁舎とします。
- ・非構造部材や建築設備の耐震対策に配慮した、地震発生後も継続して使用できる庁舎とします。

■対津波性能を有した庁舎とします

- ・官庁施設の対津波計画基準を満たした、津波に耐えうる庁舎とします。
- ・地下フロアを設けずピロティ構造を採用した階層構成とし、重要機能を中層階以上に設置した、津波発生後も継続して使用できる庁舎とします。
- ・津波発生時の漂流物対策を考慮した構造計画・外構計画とします。

【整備方針を設定するための根拠(意見・規則等)】

(必要とされる機能・性能の整理)

■耐震性能の確保

- 構造体の目標
 - ・耐震安全性の分類: I 類
 - ・大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できる
 - ・耐震ランク: I a (用途係数: I=1.25)
 - ・地震後も建物を継続して使用できる優れた耐震性能
- 非構造部材の目標
 - ・活動拠点室等の耐震安全性の分類: A類
 - ・大地震後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえで支障となる非構造部材の損傷、移動等が発生しない
 - ・一般室の耐震安全性の分類: B類
 - ・非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られる
- 建築設備の目標
 - ・耐震安全性の分類: 甲類
 - ・大地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる
- 液化化の判定・対策
 - ・地震動時における、液化化の発生の可能性及びその程度を予測し、地盤改良等の適切な措置を講じる

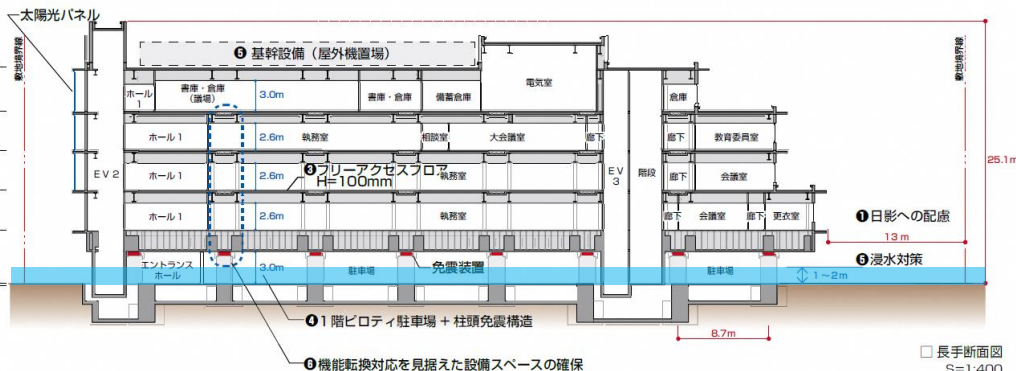
■津波・浸水被害の抑制

- 対津波性能の目標
 - ・レベル1の津波(発生頻度が高く津波高は低い)
 - ・津波発生時の災害応急対策活動及び津波の収束後の事務及び事業の早期再開が可能
 - ・レベル2の津波(発生頻度が低く津波高は高い): 南海トラフ地震
 - ・津波発生時の災害応急対策活動が可能
- 構造体の対津波設計
 - ・耐震設計と対津波設計の両面を考慮した構造計画とし、津波荷重に耐える受圧面及び構造骨組みの設計を行う
 - ・津波が通り抜けることにより津波荷重が作用しない構造として、ピロティ形式を採用する
 - ・構造計算により、津波によって転倒又は滑動しない構造とする
 - ・津波によって建築物が傾斜しない構造方式とする
 - ・津波による漂流物の衝突によって倒壊しない構造とする
- 津波浸水対策
 - ・地下フロアを設けない階層構成とする。
 - ・区災害対策本部などの活動拠点室等は、津波浸水被害を受けないフロアに設ける。
 - ・電気室、機械室、電算機室などの災害対策活動上重要な設備室は、津波浸水被害を受けないフロアに設ける。

【導入イメージ例】

庁舎における耐震対策・浸水対策の事例
(千葉県市川市)

- ① 浸水部分(1階)に業務機能や重要設備を設けないピロティ形式の採用。
- ② 免振構造の採用による耐震性の確保。免振装置は浸水深さよりも高い位置に設置。
- ③ 重要設備は最上階及び屋上に設置。



●主な適用基準類

- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン
- ・静岡市公共建築物耐震対策推進計画
- ・静岡県建築構造設計指針
- ・津波防災地域づくり法告示
- ・東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針
- ・津波避難ビル等の構造上の要件の解説

(2)基本方針2 「清水区の防災拠点」としての機能

清水区の防災拠点

人やまちを守り、様々な災害に対応する庁舎

【基本的な機能分類】

②災害時の業務継続機能

【基本構想での目指すべき具体機能・方策イメージ】

■庁舎のライフラインのバックアップ

- ・非常用発電設備の充実
- ・電力引込の二系統化
- ・中水の活用
- ・耐震受水槽

■復旧活動の迅速化・円滑化

- ・電子ファイル等のバックアップ
- ・通信回線の多重化
- ・活動のしやすい部門配置、車両動線等の工夫

■区災害対策本部機能

- ・迅速で確実な指揮命令を行う本部機能
- ・防災情報・通信システムの構築
- ※津波警報発令時は、清水防災センターを代替本部とする。

②災害時の業務継続機能

【基本計画の整備方針(案)】

(必要な機能とあるべき姿)

■ライフラインを強化した庁舎とします

- ・非常用電源装置の設置、燃料備蓄など、電気・燃料・水等の必要なライフラインを強化、バックアップ機能を有した庁舎とします。

■BCPを実行できる庁舎とします

- ・災害時に対応が必要な非常時優先業務を早期に実行できる業務環境を担保する設備の導入を行います。

■区災害対策本部機能を確保します

- ・区民の生命と財産を守るための指揮命令に必要な区災害対策本部室を中層階に確保します。

【整備方針を設定するための根拠(意見・規則等)】

(必要とされる機能・性能の整理)

■庁舎のライフラインのバックアップ

- バックアップ機能
 - ・電力供給断絶対策として、非常用発電設備の稼働時間を72時間確保するとともに、太陽光・蓄電池・ガス・移動電源車などを活用した代替電源を検討する。
 - ・災害時における水洗トイレ利用のための雨水貯留槽の設置や井水・工業用水の利用を検討する。
 - ・災害時の飲料水として、耐震性貯水槽の設置、想定津波浸水深以上の高さへの受水槽や高架水槽の設置を検討する。
 - ・下水道断絶対策として、非常用汚水槽の設置を検討する。
- 多重化
 - ・電力供給断絶対策として、電力引込の二系統化を検討する。
 - ・空調や給湯の熱源として、電力・ガス等による多重化を検討する。

■復旧活動の迅速化・円滑化

- 通信・ICT
 - ・防災無線には非常用バッテリーを備え、非常用電源を供給する。
 - ・電話交換機へ非常用電源を供給する。
 - ・各種通信設備(同報無線(子局)、デジタル地域防災無線、防災相互無線、携帯電話、衛星携帯電話、その他通信設備)を整備する。
 - ・通信回線断絶対策として、通信回線の二系統化を検討する。
 - ・電子ファイル等のバックアップを検討する。

■区災害対策本部機能

- 災害応急対策活動
 - ・災害応急対策活動の実行にあたり重要な活動拠点室等、活動上重要な設備室等を特定し、それ以外の一般室と区分する。
 - ・活動拠点室等について、大地震動後に発生する災害及び二次災害に対して、各室の機能を発揮し得る性能を確保する。
 - ・災害応急対策活動が実行しやすい階層構成・平面計画とする。
 - ・災害時の活動動線や車両動線を考慮した配置計画とする。

【導入イメージ例】

庁舎における業務継続機能の事例 (宮崎県延岡市)



- ① 災害対策本部を中層階に配置。
- ② 雨水貯留槽の設置。
- ③ 緊急汚水槽、緊急雑排水槽の設置。
- ④ 受水槽、非常用発電機を高層階に設置。

※BCP(業務継続計画) : 災害が発生した場合において優先されるべき業務の継続及び通常業務の早期の再開を図るために必要な手段、体制等を定める計画。

●主な適用基準類

- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン
- ・業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針
- ・静岡県地域防災計画
- ・静岡市業務継続計画

(2)基本方針2 「清水区の防災拠点」としての機能

清水区の防災拠点

人やまちを守り、様々な災害に対応する庁舎

【基本的な機能分類】

③ウォーターフロントにおける命を守る緊急避難機能

【基本構想での目指すべき具体機能・方策イメージ】

- 周辺滞留者の一時受入
 - ・海辺を訪れている人々、働く人々の緊急避難の場
 - ・災害時における情報伝達手段の提供(公衆無線LAN、公衆電話などの一般開放)
- 地域の防災力の向上
 - ・災害避難における他の周辺施設との連携
 - ・地域の手本となる災害に強い庁舎

③ウォーターフロントにおける命を守る緊急避難機能

【基本計画の整備方針(案)】

(必要な機能とあるべき姿)

- 周辺滞留者の生命を守る緊急避難ネットワークを構築します
 - ・連続する施設を空中動線(ペDESTリアンデッキ)で結び、津波発生時に周辺滞留者がどこに居ても安全に避難ができる、庁舎を防災拠点とした緊急避難ネットワークを構築します。
- 防災力向上のための手本とします
 - ・平常時と災害時の機能が両立した、ウォーターフロントにおける地域防災力を高める手本となる施設計画とします。

【整備方針を設定するための根拠(意見・規則等)】

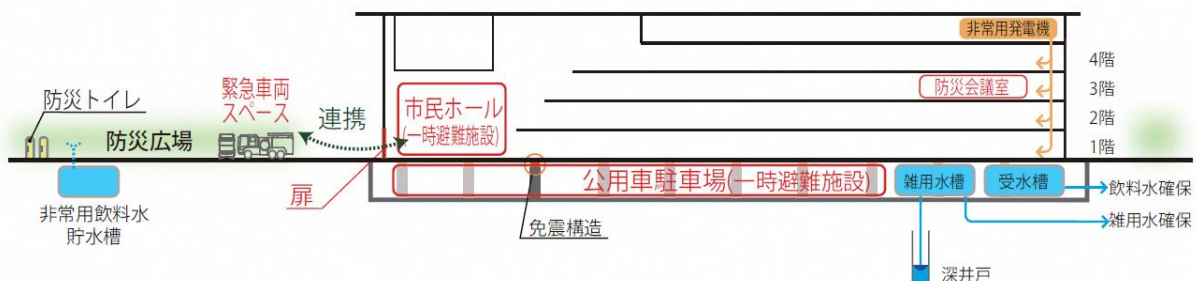
(必要とされる機能・性能の整理)

- 周辺滞留者の一時受入
 - 周辺施設と連続した施設整備
 - 庁舎内外空間と周辺の公共施設やペDESTリアンデッキが一体となった緊急避難の場を整備することにより、津波発生時に周辺滞留者がどこに居ても避難できる環境を確保する。
 - 緊急避難時の安全・安心な環境の整備
 - ・緊急避難時における情報伝達手段を提供する。(公衆無線LAN、公衆電話などの一般開放)
- 地域の防災力の向上
 - 平常時と災害時の機能の両立
 - ・平常時の歩行者の利便性・回遊性を高めるペDESTリアンデッキが津波発生時における駅周辺地域全体の防災力の向上に繋がることにより、平常時と災害時の機能の両立を図る。
 - 地域全体の津波防災力の向上
 - ・災害に強い庁舎はウォーターフロントにおける民間施設整備の手本となるとともに、地域全体での災害に強いまちづくりは訪れる市民や観光客の安全・安心に寄与する。
 - ・津波避難を十分に意識した動線計画・配置計画・サイン計画とすることによる物理的な環境と、避難方法等が地域の模範となるようなソフトの対策が両立した庁舎を目指す。

【導入イメージ例】

内外一体の一時避難施設としての庁舎の事例
(福島県須賀川市)

- ① 1階の市民ホール「みんなのスクエア」と、2・3階の市民協働スペースを一時避難スペースとして活用。
- ② 「みんなのスクエア」は、屋外の防災広場と一体で整備。



須賀川市庁舎:みんなのスクエア

● 主な適用基準類

- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン
- ・業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針
- ・静岡県地域防災計画
- ・静岡市業務継続計画

(3) 基本方針3 「清水区のまちづくりの拠点」としての機能

清水区のまちづくりの拠点
人と人、人とまち、まちとまちがつながる庁舎

【基本的な機能分類】

①人と人をつなげる機能

【基本構想での目指すべき具体機能・方策イメージ】

- 市民が集まり活動できる交流・コミュニティスペースの確保
 - ・庁舎会議室等の市民活動、自治体活動など誰もが使える交流空間としての有効利用
 - ・庁舎ロビー・ホール等の人々が出会い、つながる場としての多目的利用
 - ・障がい者が社会活動に参加できる場の提供

①人と人をつなげる機能

【基本計画の整備方針(案)】

(必要な機能とあるべき姿)

- 区民の交流・活動の場を確保します
 - ・行政情報や市民活動情報を確認できる情報コーナーを確保します。
 - ・ギャラリーや会議室等の気軽に使用できる市民活動の場を確保します。
 - ・人々が集まるスペースにおいて、障がい者の方も参入できる喫茶・売店などの運営の場を確保します。
- 庁舎空間の多目的活用を行います
 - ・庁舎ロビー・エントランスホールなどの空間を活用し、ギャラリーや演奏会を行うなど、多目的利用を行います。
 - ・商店街や港と連携したイベントや清水の「イマが旬」なお知らせができるスペースを確保します。
 - ・まちなかのストックを活用して庁舎機能の一部を外に置くことで市民との協働の場を設けます。

【整備方針を設定するための根拠(意見・規則等)】

(必要とされる機能・性能の整理)

【まちづくりの考え方を踏まえた新庁舎のあり方】

- 周辺エリア、施設とつながる
 - 商業エリアや漁港エリアとの連携
 - ・清水の地域資源、食文化などを情報発信する情報コーナーやHOTひといきコンサート、バザーなど人々が交流できる場を担う。
 - ・富士山や港を展望できる待合スペースや憩いの場などを設けて、人々が利用しやすい空間を創出する。
 - 周辺公共施設等との連携
 - ・市民が利用しやすいギャラリーやホールでのイベントを通じて、文化の発展と周辺施設への誘導を図る。
 - ・海洋文化に係る国際学会や連絡会の開催など、大規模な会議に周辺施設と連携して対応する。

【パブリックコメントの意見】

- 市民が集まり活動できる交流・コミュニティスペースの確保
 - ・まちに賑わいを生む施設
 - ・人の心を引き付ける魅了ある庁舎
 - ・人の交流、生涯学習の場
 - ・屋内で子供が遊べる施設

【導入イメージ】



情報発信コーナー
(宇部市計画より)



展示ギャラリー
(豊島区役所より)



HOTひといきコンサート

(3) 基本方針3 「清水区のまちづくりの拠点」としての機能

清水区のまちづくりの拠点

人と人、人とまち、まちとまちがつながる庁舎

【基本的な機能分類】

②地域資源を活かし
エリアの価値を
高める機能

【基本構想での目指すべき具体機能・方策イメージ】

■観光・都市交流支援機能

- ・情報ステーションによる静岡市(清水区)や交流都市の地域資源(清水エスパルス、地元食材など)の紹介、観光案内の提供
- ・夜間、休日などの駐車場の有効活用
- ・富士山、清水港のビューポイントの設置

■外部空間や周辺施設との連携

- ・JR清水駅、周辺施設とのペDESTリアンデッキによる接続
- ・官庁施設の集約や民間施設との連携(シビックコアの形成)による利便性の向上
- ・まちの既存ストックの活用やリノベーションによるサテライトオフィスの設置などをふまえたまちづくりの戦略拠点の設置

②地域資源を活かし
エリアの価値を高める庁舎

【基本計画の整備方針(案)】

(必要な機能とあるべき姿)

■「清水」を感じさせる情報発信拠点とします

- ・観光案内コーナー・掲示板等、「清水」の魅力を情報発信する場を確保します。
- ・富士山や港を楽しみながら情報交換や打合せができるスペースを確保します。
- ・お茶の香りが漂うような清水の食文化を感じられる施設とします。

■「清水のまち」と一体化した施設計画とします

- ・東口周辺エリアの施設と役割分担することでまち全体を活性化させる施設とします。
- ・JR清水駅、民間施設、庁舎をペDESTリアンデッキで接続させ、JR清水駅東西、江尻漁港、将来期待される北東地区への回遊性を高めます。
- ・休日夜間は駐車場を開放し、観光客や周辺施設の利用者が使用できるようにします。
- ・ギャラリーやホールでのイベントを通じて、周辺施設への誘導が図られるような仕組みとします。

【整備方針を設定するための根拠(意見・規則等)】

(必要とされる機能・性能の整理)

【まちづくりの考え方を踏まえた新庁舎のあり方】

■清水区各方面から可能な自動車アクセス

- ・自動車は(仮)新庁舎軸からのアクセスを主体とし、港湾全体の産業観光動線である臨港道路軸への交通負荷を抑制する。
- ・休日夜間は市民、観光客の利用のため庁舎用駐車場を開放する。
- ・清水駅自由通路と接続し、駅西側市街地の駐車場利用者や公共交通機関利用者の利便性を高める。

■駅やマリナート、江尻漁港に直結した空中レベルの歩行者動線

- ・駅やマリナートなどの周辺施設と一体で、駅東側の歩行者動線を空中レベルでつなぐ。
- ・日の出地区と今後開発が期待される北東地区との結節点としての役割を担う。
- ・公共交通・バリアフリー等の利便性を高め、災害時の避難経路としての安全性も高める。

■周辺エリア、施設とつながる

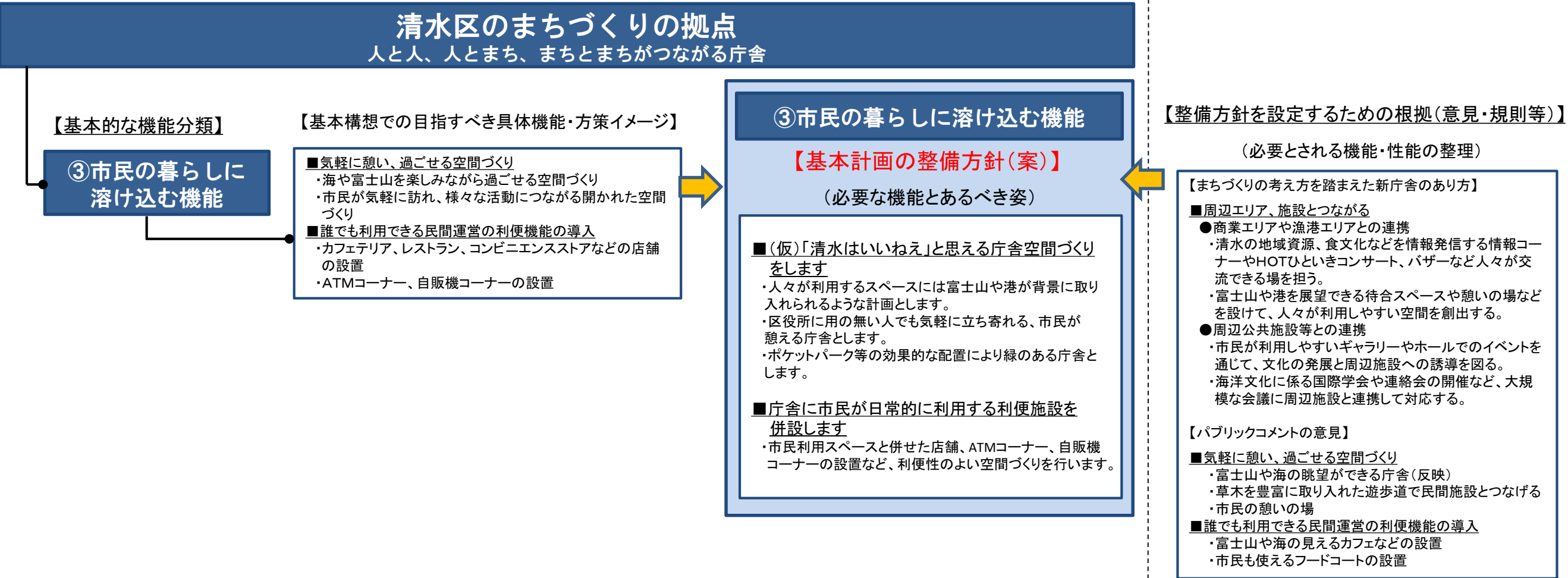
- 商業エリアや漁港エリアとの連携
 - ・清水の地域資源、食文化などを情報発信する情報コーナーやHOTひといきコンサート、バザーなど人々が交流できる場を担う。
 - ・富士山や港を展望できる待合スペースや憩いの場などを設けて、人々が利用しやすい空間を創出する。
- 周辺公共施設等との連携
 - ・市民が利用しやすいギャラリーやホールでのイベントを通じて、文化の発展と周辺施設への誘導を図る。
 - ・海洋文化に係る国際学会や連絡会の開催など、大規模な会議に周辺施設と連携して対応する。

【導入イメージ】



屋外飲食スペース
(宇部市計画より)

(3) 基本方針3 「清水区のまちづくりの拠点」としての機能



【導入イメージ】

